

信用保証制度一覧表

(H29.10現在)

制度名		一企業当り貸付限度	保証期間	貸付利率 ①責任共有対象 ②責任共有対象外	信用保証 料率		
普	通	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	20	金融機関 所定	0.45%~2.20%		
長	期	2,000万円~2億円	運転5~15 設備5~20				
企	業	1億円以内	20				
小	規	3,000万円	3				
小	口	1,250万円	10				
小	口	1,000万円	7				
ア	ド	3,000万円	1				
ビ	ジ	1,000万円	5				
特	定	5億6,000万円	7				
手	形	2億8,000万円	1				
手	形	(組合4億8,000万円)	2 (更新可能)	金融機関 所定	0.39%~1.62%		
当	座	2億8,000万円	2 (更新可能)				
事	業	2,000万円	2 (更新可能)				
無	担	2億円	2 (更新可能)				
無	担	5,000万円	2 (更新可能)				
事	業	2億円	10				
特	別	1,250万円	7				
流	動	2億5,000万円	1 (更新可能)				
予	約	2,000万円	5				
経	営	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	設備7、運転5 (借換10)			金融機関 所定	0.45%~2.00%
東	日	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	10				
完	全	設備500万円 運転300万円 運設合算500万円	7				
経	営	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	運転3、設備5				
事	業	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	15				
条	件	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	15				
一	般	設備8,000万円 運転5,000万円	設備12、運転7	①1.75 ②1.60	0.40%~1.70%		
小	規	1,250万円	7				
小	規	1,250万円	7	②1.50	0.20%~1.50%		
創	業	設備5,000万円 運転3,000万円	設備12、運転7				
再	生	5,000万円	10	①1.55 ②1.40	0.20%~1.50%		
経	営	設備8,000万円 運転5,000万円	設備12、運転7				
人	に	設備8,000万円 運転5,000万円	設備12、運転7	①1.45 ②1.30	0.40%~1.70%		
買	物	設備8,000万円 運転5,000万円	設備12、運転7 中山間15				
お	も	設備8,000万円 運転5,000万円	設備15、運転7	①1.45 ②1.30	0.40%~1.70%		
収	益	設備8,000万円 運転1億2,000万円	設備15、運転10				
経	営	8,000万円	15	①1.45~1.75 ②1.30~1.60	0.40%~1.50%		
経	営	2億8,000万円	設備7、運転5 (借換10)				
海	外	設備2億8,000万円 運転1億円	設備10、運転5	①1.45 ②1.30	0.40%~1.70%		
経	営	8,000万円	10				
経	営	2億8,000万円	15	①1.75 ②1.60	0.40%~0.91%		
セ	ー	8,000万円	8				
災	害	設備5,000万円 運転3,000万円	12	①1.45 ②1.30	0.40%~1.70%		
災	害	その都度知事が定める	同左				
経	済	その都度知事が定める	同左	同左	同左		
ソ	フ	運転6,000万円	7				
ソ	フ	設備2億円	15	①1.05 ②0.90	0.45%~2.20%		
環	境	2億円	15				
中	小	2億円	15	①1.05 ②0.90	0.45%~2.20%		
成	長	土地設備2億円 運転8,000万円	設備15、運転7				
経	営	土地設備2億円 運転8,000万円	設備15、運転10	①1.05 ②0.90	0.45%~2.20%		
企	業	20億円	15				

注1) 財務情報を基に、リスク計測モデル(CRDモデル)により、制度毎に料率区分①~⑨の範囲で料率を判定し、これに定性情報を加味して料率を決定します。
 なお、区分対応する保証において次のいずれかに該当する事業者については、料率区分⑤の保証料率に定性要因を加味して料率を決定します。
 ①個人その他の法令で定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
 ②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
 ③金融機関からの借入れ(当該保険関係に係るものに限る)に係る連帯債務を負担する事業者

注2) 小口零細企業保証(グローース)、小規模企業特別資金(全国小口)を利用する事業者は、既保証付の融資残高(根保証・当座貸越等は極度額)と新規申込額との合計が1,250万円以下となること。

注3) セーフティネットの対象となる事業者は保証料率が0.91%又は0.80%(小規模企業特別資金、小規模企業育成資金、創業者支援資金、再生支援資金は0.71%又は0.60%)となります。なお、料率区分が0.91%又は0.80%(小規模企業特別資金、小規模企業育成資金、創業者支援資金、再生支援資金は0.71%又は0.60%)以下に該当する事業者については、低い保証料率を適用します。

注4) 会計参与設置会社に対する割引(▲0.1%)、担保提供を頂いた場合の有担保割引(▲0.1%)が適用される場合があります。